# 令和5年度 第2回長岡市地域公共交通協議会

# 参考資料

議決事項	
第1号 川口地域自家用有償旅客運送の更新及び変更登録について	···1~2
第3号 長岡市地域公共交通協議会規約の改正について	3
第4号 令和6年度事業計画(案)について	
(1)路線バス及び公共交通空白地有償運送(小国地域、川口地域、山 古志地域・太田地区)の効率的な運行の検討	1 a . E
(2)デマンド型乗合タクシーの運行継続(栃尾地域、和島地域、寺泊	···4~5
地域)	···6∼7
(3)交通円滑化事業(ノンステップバスの導入支援)	8
(4) 意識啓発活動の推進(モビリティ・マネジメント)	9
(5)新公共交通システム勉強会の開催	···10
その他	
・令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種高齢者移動支援事業	11
・ながおかバスiのリニューアル	12
・スマホ定期券の導入支援	···13

# 議決事項 第1号 川口地域自家用有償旅客運送の更新及び変更登録について

# 【更新登録について】

# ●道路運送法

### (登録の有効期間)

- 第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間(次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。)は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次の各号に掲げる場合については、それぞれ当該各号に定める期間とする。
- 一 次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次のイからハまでのいずれにも該当する場合(次号に掲げる場合を除く。) 三年
- イ 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。
- ロ 第七十九条の十の規定による届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重 大な事故を引き起こしていないこと。
- ハ 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。
- 二 第七十九条の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者である場合又は次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者であつて前号イからハまでのいずれにも該当する場合 五年

### (有効期間の更新の登録)

- 第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。
- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。
- 3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

# 議決事項 第1号 川口地域自家用有償旅客運送の更新及び変更登録について

# 【変更登録について】

- ●道路運送法
- (変更登録等)
- 第七十九条の七 第七十九条の登録を受けた者(以下「自家用有償旅客運送者」という。)は、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更(第三項に規定するものを除く。)又は事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、路線を定めて行う自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送自動車を運行することができなくなつた場合に、当該路線において自家用有償旅客運送自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線と異なる路線により自家用有償旅客運送を行う場合において合理的に必要となる変更については、この限りでない。
- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第七十九条の四第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第五号又は第六号」と読み替えるものとする。
- 3 自家用有償旅客運送者は、事務所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

# (登録の申請)

- 第七十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別(国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。)
- 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車(以下「自家用有償旅客運送自動車」という。)の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項

# 四 運送しようとする旅客の範囲

- 五 自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他国土交通省令で定める事項について一般旅客自動車 運送事業者の協力を得て行う運送(以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。)を行おうとするときは、当該一般 旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 2 前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。 2

# 議決事項 第3号 長岡市地域公共交通協議会規約の改正について

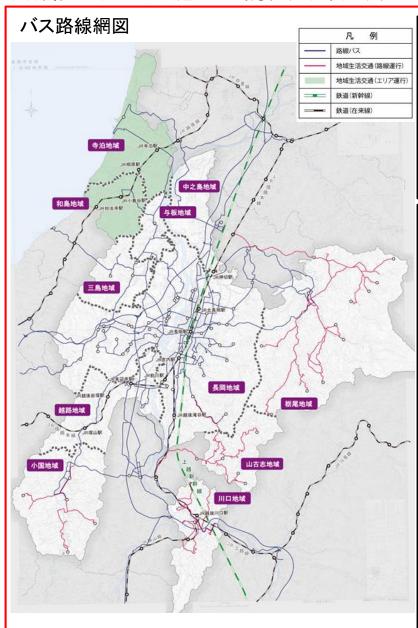
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成十九年五月二十五日 法律第五十九号) 令和5年4月28日改正条文より抜粋

改正後	改正前
(協議会)	(協議会)

- 第六条 地域公共交通計画を作成しようと する地方公共団体は、地域公共交通計画 の作成及び実施に関し必要な協議を行う ための協議会(以下この章において「協 議会」という。) を組織することができ る。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成 する。
  - 一 地域公共交通計画を作成しようとす る地方公共団体
  - 二 関係する公共交通事業者等、道路管 理者、港湾管理者その他地域公共交通 計画に定めようとする事業を実施する と見込まれる者
  - 三 関係する公安委員会
  - 四 地域公共交通の利用者、学識経験者 その他の当該地方公共団体が必要と認 める者

- 第六条 地域公共交通計画を作成しようと する地方公共団体は、地域公共交通計画 の作成及び実施に関し必要な協議を行う ための協議会(以下この章において「協 議会」という。)を組織することができ る。
- 協議会は、次に掲げる者をもって構成 する。
  - 一 地域公共交通計画を作成しようとす る地方公共団体
  - 二 関係する公共交通事業者等、道路管 理者、港湾管理者その他地域公共交通 計画に定めようとする事業を実施する と見込まれる者
  - 三 関係する公安委員会及び地域公共交 通の利用者、学識経験者その他の当該 地方公共団体が必要と認める者

(1)路線バス及び公共交通空白地有償運送(小国地域、川口地域、山古志地域・太田地区)の効率的な運行の検討



- ・路線バス利用者は過去8年で34%減少し、公共交通空白地有償運送利用者 は過去8年で61%減少している。
- ・令和3年度と比べ、新型コロナウイルスの影響は小さくなってきているが、 利用機会の多い学生等の年代人口の減少や高齢化による外出機会の減少、 運転免許保有率の増加によるものと考えられる。
- ・路線バスにおいては運行見直し、また新規施設への乗り入れ便の新設、乗り方教室などを行い、公共交通空白地有償運送においても運行時間帯や便の見直し、児童との混乗などを実施してきた。
- ・今後もより効率的な見直しに向け、様々な移動手段を含めて検討を進める。

#### ■公共交通空白地有償運送補助金※1の推移

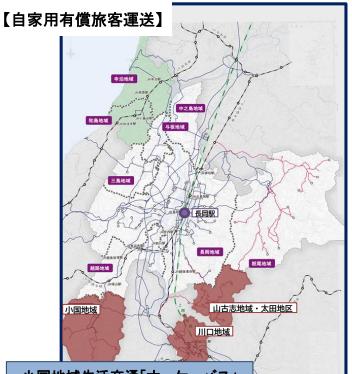


#### ■路線バス補助金※2の推移



※1:地域が主体となって運営している移動サービスに対し交付される補助金 ※2:バス事業者が運営している移動サービスに対して交付される補助金 (国の補助金における国・県補助分は、長岡市内の距離を按分して算出)

Z



# 小国地域生活交通「オーケーバス」

運行主体: NPO法人MTNサポート 運行形態:【大貝地区】コミュニティバス

【八王子地区、法末地区】デマンド型乗合タクシー

:大人200円、小学生100円、バス区間のみ回数券、定期券 運賃

運休日 : 土日祝日、お盆(8/14、8/15)、年末年始(12/31~1/3)

	利用者数	1日当たり	1便当たり
R5.4~R5.12	2,107人	11.5人	0.8人



#### 山古志地域・太田地区生活交通「クローバーバス」

#### ◆R5運行概要

運行主体: NPO法人中越防災フロンティア

運行形態:コミュニティバス

運賃 :大人200円、小学生100円、回数券、定期券

運休日 : 日祝日、お盆(8/14~8/16)、年末年始(12/29~1/3)

DE 4 DE 10	利用者数 <b>8.638人</b>	1日当たり 39.4人	1便当たり <b>2.0人</b>
R5.4~R5.12	0 6 2 0 X	1 30 /I Y	7111



# 川口地域生活交通「黄色いバス」

#### ◆R5運行概要

運行主体: NPO法人くらしサポート越後川口

運行形態:コミュニティバス

運賃 :大人200円、小学生100円、回数券、

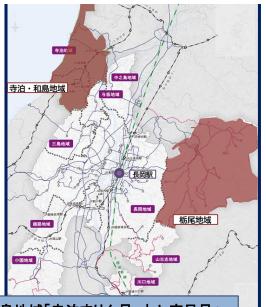
定期券(NPO会員限定)

運休日 : 土日、年末年始(12/31~1/3)

	利用者数	1日当たり	1便当たり
R5.4~R5.12	5,203人	26.7人	1.5人



### (2)デマンド型乗合タクシーの運行継続(栃尾地域、和島、寺泊地域)



# 寺泊・和島地域「寺泊まりん号、わし麻呂号」

### ◆R5運行概要

•運行主体:寺泊交通株式会社 ・運行形態:デマンド型乗合タクシー

•運賃 :200円~800円

・運行日 :月・水・金の週3日(祝日及び12/29~1/3を除く)

8時00分~16時50分(5便/日)

利用者数

	R5.4~	-R	5.12	2,284人		2,284人 2.4人			95.41%		
300	34		20	27	30	18	38	13	27	31	
200	230		200	237	227	218	234	224	216	242	
0	R5.4	L	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	

1便当たり

稼働率

### ◆R6~:「寺泊地域·和島地域生活交通事業委員会」 運営状況の継続的な確認及び将来的な新たな課題の受け皿とする。

### 栃尾地域「景虎号」

### ◆R5運行概要

■・運行主体:(西谷線・塩谷線)秋葉タクシー(株)、(東谷線)栃尾タクシー(有)

Ⅰ・運行形態:デマンド型乗合タクシー

■ 運賃 :200円~600円

・運行日 :毎日(土日祝日含む)ただし1/1~1/3は運休

7時20分~18時40分(6便/日)

#### ◆西谷線本格運行(R3.4~)

				利用者数		1	便当たり	J	稼働率		
	R5.4~R5.12		3,681人			2.7人		84%			
50 40		379	373	410	359	397	394	438	441	490	
30	0										
20 10											
	0 -	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	

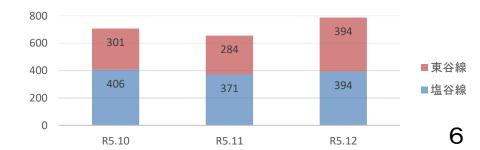
### ◆塩谷線·東谷線本格運行(R5.10~)

#### •塩谷線

	利用者数	1便当たり	稼働率
R5.10~R5.12	1,171人	2.3人	94%

### •東谷線

	利用者数	1便当たり	稼働率
R5.10~R5.12	979人	2.4人	73%



### (2)デマンド型乗合タクシーの運行継続(栃尾地域、和島、寺泊地域)

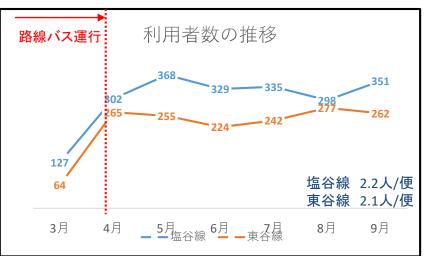
# ◆塩谷線·東谷線実証運行の結果(令和5年3月~9月)

※十分な利用が見込めるため、10月~本格運行へ移行した

### □利用者数の推移

(単位:人)

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
塩谷線	127	302	368	329	335	298	351	2,110
東谷線	64	265	255	224	242	277	262	1,589



### \_\_\_\_

# □便別利用者数 (単位:人)

						\-	T 12 . 7 \
	1便	2便	3便	4便	5便	6便	合計
塩谷線	260	527	395	278	394	256	2,110
東谷線	246	489	320	270	206	58	1,589

便の利用は特に少ない。

塩谷線は1~6便まで均等に利用(2便は多い)

東谷線は1便、2便の利用が46.3%と多い反面、6

※学生の帰宅利用者数の影響もあると推測さ

れ、次年度も同じ割合になるとは限らない。

- 1便 7:20~8:20
- 2便 9:00~10:00
- 3便 11:00~12:00
- 4便 13:00~14:00
- 5便 15:00~16:00
- 6便 17:30~18:30

# 栃尾地域「景虎号」

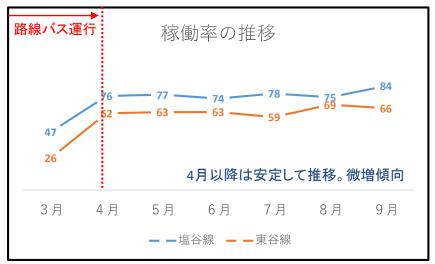
# 報告

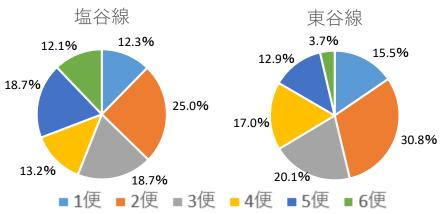


#### □稼働率の推移

(単位:%)

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
塩谷線	47	76	77	74	78	75	84	73
東谷線	26	62	63	63	59	69	66	58





### (3)交通円滑化事業(ノンステップバスの導入支援)

ノンステップバスの導入については、「長岡市公共交通移動円滑化設備整備費補助金」により平成14年から新車を導入したバス事業者に対して補助を行ってきている。(但し、長岡駅に乗入れる車両に限る。)

国では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本方針における数値目標において、乗合バス事業者のノンステップバスの導入率を、令和2年度までの70%から、令和7年度末までに80%とする目標を定めている。

今年度、バスの貸与事業者を補助対象に加えて要綱改正を行い、ノンステップバス導入の促進を図っている。

長岡駅のノンステップバス乗入れ台数(R5.10.31時点) 102台(全車両の63.4%)

近年のノンステップバス導入に対する補助金交付状況

平成28年度:新車6台 令和2年度:新車1台 令和4年度:新車1台

令和6年度はリース車両1台に対し補助を行う予定。



令和4年度導入したノンステップバス (越後交通㈱提供)

# 議決事項 第4号 令和6年度事業計画(案) 概要

### (4) 意識啓発活動の推進(モビリティ・マネジメント)

自家用車で移動することが当たり前となっている生活を振り返り、バスをはじめとする公共交通が身近なものとなるよう、働きかける取組

# ◆令和5年度実施内容

- ○転入者に長岡市中心部公共交通マップの配布。
  - ・転入者が市民課で手続きをする際、配布。
- ○ながおか運輸フェスへの参加
- バス・タクシー・トラックが参加したアオーレでのイベントで、クイズコーナーを設置。
- ・参加者には「こども免許証」を配付(100枚全て配付)
- 〇長岡市HPに夏休みバス利用促進のチラシを掲載。

# ◆令和6年度実施計画(案)

- ○転入者に対し公共交通マップを配布し公共交通の利用促進を図る。(継続)
- 〇市ホームページ等を通じ、公共交通の利用促進や情報発信に取り組む。(予定)
- 公共交通に関する動画を作成し、普段利用しない方や転入してきた方でも分かりやすい情報を提供する。
- •チラシなどを作成し、公共交通を利用する意識啓発を行う。
- ○支所地域の生活交通で乗車体験会を実施し、利用促進を図る。(予定)



### (5)新公共交通システム勉強会の開催

# ■令和2年度~

### 目的

・長岡市における今後の公共交通サービスのあり方について知見を深め、地域公共交通網 形成計画に位置付けた事業を実施するため 「次期計画に向けた方向性」を検討。

### 勉強会の位置づけ

・網形成計画の策定・実施について協議する 長岡市地域公共交通協議会の付属組織と して位置づけ

#### <メンバー構成>

- 〇公共交通事業者
- ○学識経験者
- 〇国土交通省
- ○新潟県
- 〇長岡市(都市整備部ほか関係部局)
- ※オブザーバー: 先進事例団体など

第1回:新潟交通株式会社 第2回:損保ジャパン株式社

### ■今後のスケジュール (予定)

※検討状況は長岡市地域公共交通協議会で随時報告

【第1回勉強会】令和2年8月5日(水)開催

- ◇長岡市の公共交通サービスの現状・課題
- 長岡市の現状と課題
- ・他地域の取り組み状況
- ・当面の検討事項(次期計画策定に向けた方向性)
- ・中長期的な方向性(案)
  - ・先行事例視察・トアリング
  - メリット・デメリットの整理
  - ・交通事業者との調整 等

【第2回勉強会】令和3年1月27日(水)開催

- ◇今後の方向性(案)
  - ・短中期的な方針:経路検索機能、バスロケーションシステム、キャッシュレス
  - ・中長期的な方針: MaaS

#### 【令和3年度以降】

- ◇次期計画策定に反映予定
- ◇導入可能な事業から推進(実証実験含) 等

#### ※勉強会は必要に応じて実施

# ■長岡市地域公共交通計画(R5. 3)

#### 鎌9 新しい技術の導入

#### 背景

- ○感染症対策における非接触対応や、高校生を中心にキャッシュレス決済を望む声が 挙がるなど、利便性向上に向けた新たな支払方法への対応が必要です。
- ○交通事業者の定期券販売等をはじめとする窓口対応が大きな負担となっているため、効率化を図る必要があります。
- ○長岡市内の公共交通の維持・効率化を図るため、新しい技術を含めた公共交通のあり方について検討を進めていく必要があります。

#### ■施策の内容

#### 【事業 9-1】モバイル乗車券の導入



- ○モバイル乗車券を導入し、キャッシュレス化を図るとともに、定期券販売等の窓口 負担の軽減を図ります。
- ○導入と合わせて、モバイル乗車券の利用方法等について周知します。

#### 【事業 9-2】新しい技術の導入に向けた勉強会の実施

○キャッシュレス決済や MaaS の導入に向けた勉強会を引き続き実施し、導入に向け た検討を進めます。

#### ■施策の実施スケジュール

- 地域の矢地スプラエール												
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度							
事業 9-1	システム選定・	実証実験	導入									
事業 9-2	随時実施		実証実験開始									
	•		•		$\rightarrow$							
事業 9-3	随时天施											
	•											







# □ 令和5年度 新型コロナウイルスワクチン接種高齢者移動支援事業

# く目的・概要>

新型コロナウイルスワクチン接種を受ける65歳以上の方を対象に、ワクチン接種会場と自宅間の移動にタクシーを利用した場合、乗車料金の割引を行うもの。

# <事業内容(案)>

- ・500円タクシー割引券×2枚を、ワクチン接種券を郵送する際、同封する。
- ・乗車料金が1,000円未満の場合1枚、1,000円以上の場合は2枚まで使用可能。
- 無償で譲渡可能。

# <割引対象交通機関(予定)>

- ・タクシー(16社)
  - ※長岡市ハイヤー・タクシー共通「タクシーご利用券」取扱事業者
- 福祉タクシー(8者)
  - ※(うち1者は9月事業廃止にて、以降7者)

タクシー割引券(令和5年度)



65歳以上(昭和34年4月1日以前生まれ)の方を対象に、 ワクチン接種券ほか書類に同封して発送

# <割引期間>

# 令和5年5月8日~令和6年3月31日

※春接種(5月~)、秋接種(9月~)の2回

# <予算額>

9.640千円 (長岡市から補助金交付)

# □ 令和5年度 新型コロナワクチン接種用タクシー割引券利用実績

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
枚数(枚)	1,975	3,426	686	260	681	1,731	1,869	1,210	162	12,000
金額(円)	987,500	1,713,000	343,000	130,000	340,500	865,500	934,500	605,000	81,000	6,000,000
	+ 1+1×10011.				41 (4 of 1991)					

# その他

- □ ながおかバスiのリニューアル(令和6年3月1日から運用開始)
  - ※「ながおかバスi」: 路線バスが今どこを運行しているかスマホで確認できるシステム

平成24年度から長岡市と越後交通㈱で運用しているバス位置情報配信システム「ながおかバスi」をバージョンアップ。地図上でバス停を検索できるようになります。



世界統一規格のGTFSデータを整備し、Googleと連携。

# その他

□ スマホ定期券導入支援

越後交通㈱が導入するシステムの開発に係る経費の一部を長岡市が支援。

# 令和6年3月21日から運用開始(通勤・通学定期券)

# スマートフォンで定期券の購入・利用ができる

- ・QUICKRIDE(乗車券購入アプリ)でアカウントを登録
- ・スマートフォンで定期券を購入
- ・画面を運転士に見せるだけ
- ◎家でも購入できる。
- ◎販売窓口の事務軽減。



